

公益財団法人日本バスケットボール協会
FIBAモニタリング期間における特例措置に関する規程

第1条〔目的〕

本規程は、国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）に指定された指導・監督期間（以下「FIBAモニタリング期間」という）における特例措置に関する事項について定める。

第2条〔エグゼクティブアドバイザー〕

本協会は、FIBAが設置したジャパン2024タスクフォースのチェアマンを務めた川淵三郎氏を、FIBAモニタリング期間における本協会のエグゼクティブアドバイザーとして任命する。

第3条〔エグゼクティブアドバイザーの任期〕

エグゼクティブアドバイザーの任期は、本規程の施行の日から平成30年6月の定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その時点においてFIBAモニタリング期間が終了していない場合は、評議員会の決議により任期を延長するものとする。

第4条〔エグゼクティブアドバイザーの職務〕

- (1) エグゼクティブアドバイザーは、FIBAモニタリングが早期に解除されるよう、日本バスケットボール界を総監する役割を担う。
- (2) エグゼクティブアドバイザーは、本協会のガバナンスに関する事項および重要事項について、役員に対し、指導・助言を行う。
- (3) エグゼクティブアドバイザーは、必要に応じ、評議員会、理事会、その他重要会議に出席し、意見を述べることができる。

第5条〔改廃〕

本規程の改廃は、評議員会の決議に基づきこれを行う。

第6条〔施行〕

本規程は、平成28年6月25日から施行する。